

[事案 2024-381] 解約返戻金等支払請求

・令和7年10月9日 裁定終了

※本事案の申立人は、法人である。

<事案の概要>

解約を申し出た時点の解約返戻金等の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成18年4月に募集代理店を通じて契約した定期保険について、平成23年12月付で失効したが、以下の理由により、募集人に解約を申し出た時点の解約返戻金および遅延損害金を支払ってほしい。

- (1)平成20年から平成22年頃、募集人に対して本契約の解約を申し出ていたが、実際には解約されておらず、自動振替による保険料立替の適用に伴って解約返戻金が減ってしまった。
- (2)自動振替による保険料立替が適用されたときに発送される通知を受領していない。もし、この通知を受領していたら、解約返戻金があることがわかり、解約した上で、解約返戻金を資金繰り等に利用することができた。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)申立人が募集人に対して解約を申し出たという事実は認められない。
- (2)保険料の未納が発生した際には、自動振替による保険料の立替払いが行われ、保険料立替が実施された際は、その都度、契約者に通知書が機械的に郵送される運用になっている。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、申立てに至った経緯等を把握するため、申立人代表者および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。